平成２８年（フ）第１６８号
北九州市戸畑区丸町１丁目８番46号
債務者　蔵谷さおり
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１５号
兵庫県尼崎市次屋１丁目15番38号　長里ハイツ101号、従前の住所（居所）名古屋市中村区名駅南１丁目９―11　サン・名駅南ビル（クラスティ名古屋駅８）
債務者　平安　祐太
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６号
島根県雲南市掛合町松笠1281番地１
債務者　植田千佳子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３６３号
東京都墨田区東墨田２丁目７－２―405
債務者　小濱めぐみ
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４０８号
東京都東村山市本町４丁目９―22―203
債務者　草野　美恵
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４４３号
東京都新宿区戸山３丁目18―１―609
債務者　松田　列子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４４８号
東京都板橋区前野町３丁目21―10―206
債務者　林　　惠
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４６６号
東京都品川区南品川１丁目２―23―103
債務者　林　　麻美
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４６７号
東京都台東区根岸１丁目10―12―302
債務者　中野　　輝
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４６８号
東京都江戸川区船堀４丁目13―９―301
債務者　高橋　誠一
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４６９号
東京都葛飾区四つ木５丁目14―12―403
債務者　鐵　亜由美
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４７９号
東京都中野区松が丘１丁目16―８―201
債務者　秋葉　　惟
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４８４号
東京都品川区東大井３丁目７－８―102
債務者　増山　忠昭
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４８６号
東京都江戸川区東小松川４丁目11―14
債務者　古閑久美子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５０２号
東京都足立区舎人５丁目８―20―201
債務者　吉永　篤史
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２号
愛知県豊田市豊栄町９丁目60番地１　ブルーム豊田東205号
債務者　矢野　卓也（旧姓大地）
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係